

○飯山市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 地域住民が共に支え助け合う地域福祉の実現を目指し、社会福祉法(昭和 26 年法律 第 45 号)第 107 条の規定により、飯山市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、飯山市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 飯山市において社会福祉に関する活動を行う団体の代表者
- (3) 飯山市において社会福祉を目的とする事業の実施に関わる者
- (4) 公募による市民
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が終了するまでの間とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長、副会長それぞれ 1 名を置き、委員が互選する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生部保健福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。